

# 四半期報告書

(第116期第1四半期)

みずほインベスターズ証券株式会社

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	2
第2 【事業の状況】 .....	3
1 【事業等のリスク】 .....	3
2 【経営上の重要な契約等】 .....	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	12
第3 【提出会社の状況】 .....	19
1 【株式等の状況】 .....	19
2 【役員の状況】 .....	21
3 【業務の状況】 .....	21
第4 【経理の状況】 .....	23
1 【四半期連結財務諸表】 .....	24
2 【その他】 .....	37
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	38

四半期レビュー報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月12日
【四半期会計期間】	第116期第1四半期(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)
【会社名】	みずほインベスターズ証券株式会社
【英訳名】	Mizuho Investors Securities Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 惠島克芳
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目10番30号
【電話番号】	03-3663-5555(代表)
【事務連絡者氏名】	財務部長 新井章夫
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目10番30号
【電話番号】	03-3663-5555(代表)
【事務連絡者氏名】	財務部長 新井章夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2-1) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1-8-16) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄3-8-20) 横浜支店 (横浜市中区本町3-33) 千葉支店 (千葉市中央区新町1000) 所沢支店 (所沢市日吉町12-1) 名古屋支店 (名古屋市中村区名駅4-6-17) 大阪支店 (大阪市北区堂島1-5-17) 神戸支店 (神戸市中央区三宮町1-3-1)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第115期 第1四半期 連結累計期間	第116期 第1四半期 連結累計期間	第115期
会計期間	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
営業収益 (百万円)	13,493	12,253	54,122
純営業収益 (百万円)	13,219	11,960	52,939
経常利益 (百万円)	2,808	1,035	8,820
四半期(当期)純利益 (百万円)	2,632	916	9,316
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	2,152	910	9,307
純資産額 (百万円)	93,067	99,277	100,214
総資産額 (百万円)	764,187	913,831	1,041,327
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	2.13	0.74	7.56
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	12.2	10.9	9.6
連結自己資本規制比率 (%)	—	461.2	—

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 営業収益等の金額には消費税等は含まれておりません。
- 3 各期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 4 第115期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号)を適用し、遡及処理しております。
- 5 連結自己資本規制比率については、金融商品取引法の改正に伴い、第116期第1四半期連結累計期間より算出を開始しております。

#### 2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

(株式会社みずほ銀行による当社の完全子会社化)

当社、株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「みずほフィナンシャルグループ」)及び株式会社みずほ銀行(以下「みずほ銀行」)は、平成23年3月15日付基本合意書に基づき、平成23年4月28日に各社取締役会において、みずほ銀行を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とし、みずほフィナンシャルグループの普通株式を対価とする株式交換に係る株式交換契約を締結することを決定し、株式交換契約を締結いたしました。同契約は、平成23年6月29日開催の当社第115期定時株主総会において承認されております。今後、国内外の関係当局への届出、許認可の取得等を前提として、平成23年9月1日を効力発生日として行う予定です。

#### (1) 株式交換の目的

みずほフィナンシャルグループは、グローバル金融危機後の経済社会の構造変化や国際的な金融監督・規制の見直しなど、金融機関を取り巻く新たな経営環境に迅速かつ的確に対応すべく、昨年5月に当グループ(以下「〈みずほ〉」)の中期基本方針として「変革」プログラムを発表いたしました。

〈みずほ〉は、「お客さま第一主義」を実践しつつ、直面する経営課題について抜本的な見直しを行い、「収益力」「財務力」「現場力」の3つの強化策を通じて、持続的成長を実現すべく、現在グループを挙げて取組んでおります。

本件完全子会社化は、グループの一体的運営や人材・ネットワークといった経営資源の全体最適を実現し、「変革」プログラムへの取り組みを加速することで、「グループ力」を一段と強化することを目的としております。具体的には、①意思決定の迅速性や戦略の機動性を一層高め、外部環境の変化やグループ全体・各社の課題に、より柔軟に対応できるグループ経営体制を構築すること、②〈みずほ〉の強みである総合金融サービス力をこれまで以上に発揮させ、銀行・信託・証券フルライン機能をシームレスに提供するグループ連携体制を強化すること、③業務集約の推進やコスト構造の改革等を徹底し、グループ経営効率の更なる向上を追求すること、を企図しております。

証券分野においては、国内リテール業務の強化や経営インフラの合理化・効率化を推し進め、グループ総合証券会社として一元的に証券機能を提供すべく、本件完全子会社化後の当社及びみずほ証券株式会社の合併その他の方法による統合を検討してまいります。

このように、「銀・信・証」連携をはじめとする〈みずほ〉の総力を結集することにより、個人のお客さまには、共同店舗の展開や運用商品・コンサルティング機能の拡充など、より充実した総合金融サービスを提供するとともに、法人のお取引先には、グローバル化・高度化・多様化する経営課題に対して、グループ各社の専門機能を発揮した最適な金融ソリューションを提供してまいります。

本件完全子会社化等により「グループ力」の強化を図ることで、〈みずほ〉の企業価値の更なる向上を目指し、みずほフィナンシャルグループの普通株式を保有することになる当社の株主の皆さまのご期待に応えてまいりたいと考えております。

## (2) 株式交換の条件

### ① 株式交換の方法

会社法第767条に基づき、みずほ銀行を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行います。

また、本件株式交換は、会社法第796条第3項の規定に基づき、株式交換完全親会社の株主総会の承認を要しない場合(簡易株式交換)に該当します。

なお、本件株式交換の目的を実現するとともに、株式交換完全子会社である当社の株主の皆さまに対して割り当てられる株式交換の対価の流動性を確保し、当社の株主の皆さまに対し本件株式交換によるシナジーの利益を提供するとの観点から、本件株式交換については、いわゆる「三角株式交換」の方法によるものとし、本件株式交換の対価としては、みずほ銀行の株式ではなく、みずほ銀行の完全親会社であるみずほフィナンシャルグループの普通株式を割り当てることといたします。

### ② 株式交換に係る割当ての比率

会社名	みずほフィナンシャルグループ (株式交換完全親会社である みずほ銀行の完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本件株式交換に係る割当ての内容	1	0.56
本件株式交換により交付する株式数	みずほフィナンシャルグループの普通株式：322,947,276株(予定)	

#### (注) 1 株式の割当比率

当社の株式1株に対して、みずほフィナンシャルグループの普通株式0.56株を交付いたします。但し、みずほ銀行が保有する当社の株式(平成23年6月30日現在654,155,206株)については、本件株式交換による株式の割当てを行いません。

#### (注) 2 本件株式交換により交付するみずほフィナンシャルグループの普通株式の数

みずほ銀行は、本件株式交換に際して、本件株式交換によりみずほ銀行が当社の発行済株式(但し、みずほ銀行の有する当社の株式を除きます。)の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」)における当社の株主の皆さま(但し、みずほ銀行を除きます。)に対し、当社の株式に代わる金銭等として、その有する当社の株式1株に対して、みずほフィナンシャルグループの普通株式0.56株の割合をもって、みずほフィナンシャルグループの普通株式を割り当てる予定であります。

また、当社は、本件株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前の時点までに当社が保有することとなる自己株式(平成23年6月30日現在1,511,037株)(なお、「自己株式」には、本件株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって当社が取得する自己株式を含みます。)の全てを基準時の直前の時点をもって消却する予定であります。

よって、本件株式交換により交付するみずほフィナンシャルグループの普通株式数については、当社による自己株式の取得及び消却等の理由により今後変更される可能性があります。

(3) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

① 算定の基礎

本件株式交換における株式交換比率の算定については、その公正性・妥当性を担保するため、当社は J P モルガン証券株式会社(以下「J P モルガン証券」)を、みずほフィナンシャルグループ及びみずほ銀行はメリルリンチ日本証券株式会社(以下「メリルリンチ日本証券」)を、それぞれ第三者算定機関として選定いたしました。

J P モルガン証券は、当社及びみずほフィナンシャルグループの株式の価額について、両社の株式が証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行うとともに、将来の事業活動の見通しを算定に反映するため、両社から J P モルガン証券に対して提出された、両社の経営陣により作成されたそれぞれの財務予測に基づく DDM(ディビデンド・ディスカウント・モデル)法による算定を行いました。そして、各手法による算定の結果、本件株式交換については以下の株式交換比率の算定レンジが示されました。なお、以下の株式交換比率の算定レンジは、当社の株式 1 株に対して割り当てられるみずほフィナンシャルグループの普通株式の数の算定レンジを記載したものであります。

なお、市場株価平均法については、(1)平成23年4月22日(以下「基準日(i)」)を算定基準日として、基準日(i)における両社の東京証券取引所市場における普通株式の普通取引の終値、並びに基準日(i)から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の両社のかかる終値の単純平均値、並びに(2)当社を含むみずほフィナンシャルグループ傘下の上場子会社の完全子会社化に関する憶測報道がなされた平成23年2月26日の前営業日である平成23年2月25日(以下「基準日(ii)」)を算定基準日として、基準日(ii)における両社の東京証券取引所市場における普通株式の普通取引の終値、並びに基準日(ii)から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の両社のかかる終値の単純平均値を算定の基礎としております。また、DDM法による算定において前提とした J P モルガン証券が両社から提示を受けた利益計画(但し、税効果は除きます。)においては大幅な増減益は見込まれておりません。

	採用手法	株式交換比率の算定レンジ
1-1	市場株価平均法(基準日(i))	0.54 ~ 0.59
1-2	市場株価平均法(基準日(ii))	0.52 ~ 0.59
2	DDM法	0.51 ~ 0.57

また、J P モルガン証券は、平成23年4月27日付で、本件株式交換における株式交換比率が当社の株主(みずほ銀行並びにその他の東京証券取引所の有価証券上場規程第441条の2及び同施行規則第436条の3に定める「支配株主その他施行規則で定める者」(以下「みずほ銀行等」)を除きます。)にとって当該日付現在において財務的見地から公正である旨の意見表明書を当社の取締役会に提出しております。

当該意見表明書は、当社の取締役会による本件株式交換の評価に関連し、かつかかる評価を行う際の参考として用いられることを目的として当社の取締役会に提出されたものであります。なお、当該意見表明書は、本件株式交換その他の事項に関して、当社の株主に対して、どのように議決権を行使すべきかの推奨を行うものではありません。



J Pモルガン証券は、当該意見表明書に記載された意見の表明及びその基礎となる本件株式交換における株式交換比率の算定を行うにあたり、公開情報、当社若しくはみずほフィナンシャルグループから提供を受けた情報又は両社と協議した情報及びJ Pモルガン証券が検討の対象とした、又はJ Pモルガン証券のために検討されたその他の情報等の一切が正確かつ完全であることを前提としており、独自にその正確性及び完全性について検証を行っておりません(また、独自にその検証を行う責任も義務も負っておりません。)。J Pモルガン証券は、当社又はみずほフィナンシャルグループのいかなる資産及び負債についての評価又は査定も行っておらず、また、そのような評価又は査定の提供も受けておらず、さらに、倒産、支払停止又はそれらに類似する事項に関する適用法令のもとでの当社又はみずほフィナンシャルグループの信用力についての評価も行っておりません。J Pモルガン証券は、当社及びみずほフィナンシャルグループから提出された財務分析や財務予測に依拠するにあたっては、それらが、当該分析又は予測に関連してなされた両社の経営陣による将来の業績や財務状況についての最善の見積もりと判断に基づいて合理的に作成されていることを前提としております。そして、J Pモルガン証券は、かかる分析若しくは予測又はそれらの根拠となった前提については、何ら見解を表明するものではありません。

J Pモルガン証券による当該意見表明書に記載された意見及びその基礎となる本件株式交換における株式交換比率の算定は、平成23年4月27日現在でJ Pモルガン証券が入手している情報及び同日現在の経済、市場その他の状況に基づいております。同日より後の事象により、当該意見の内容及び当該算定の結果の前提となる事項が影響を受けることがあります。J Pモルガン証券は当該算定の結果及び当該意見の内容を修正、変更又は再確認する義務を負いません。当該意見表明書は、本件株式交換における株式交換比率が当社の株主(みずほ銀行等を除きます。)にとって財務的見地から公正であることについての意見を表明するものにとどまり、当社又はみずほフィナンシャルグループの他の種類の有価証券の保有者、債権者、その他の構成員にとって本件株式交換又は株式交換比率が公正であることについての意見を述べるものではなく、また、本件株式交換を実行するという当社の決定の是非について意見を述べるものではありません。また、J Pモルガン証券は、将来において取引される当社の株式又はみずほフィナンシャルグループの普通株式の価格に関して、意見を述べるものではありません。

当社は、J Pモルガン証券より、本件株式交換における株式交換比率の算定及び当該意見表明書に記載された意見の前提条件・免責事項に関して補足説明を受けております。その詳細は、末尾の(注)1の記載をご参照ください。

メリルリンチ日本証券は、当社及びみずほフィナンシャルグループの市場株価の動向を勘案した市場株価分析、並びに、両社の業績内容や予想等を勘案した類似企業比較分析及び配当割引モデル分析(以下「DDM分析」)を行い、両社の1株当たり株式価値の算定及びかかる算定結果に基づく株式交換比率の評価を実施しました。みずほフィナンシャルグループ及びみずほ銀行の取締役会は、メリルリンチ日本証券より、平成23年4月28日付にて、株式交換比率算定書の提出を受けました(なお、みずほフィナンシャルグループ及びみずほ銀行の取締役会は、メリルリンチ日本証券より、平成23年4月28日付にて、一定の前提条件のもとに、本件株式交換に係る株式交換比率がみずほフィナンシャルグループにとり財務的見地から公正である旨の意見書を取得しております。また、メリルリンチ日本証券から、分析及び意見の前提条件・免責事項に関して補足説明を受けております。その詳細は、末尾の(注)2の記載をご参照ください。)

市場株価分析については、(1)平成23年4月22日(以下「基準日①」)を基準として、基準日①の株価終値、基準日①から1ヶ月前、3ヶ月前及び6ヶ月前までのそれぞれの期間の株価終値の平均値、並びに(2)当社を含むみずほフィナンシャルグループ傘下の上場子会社の完全子会社化に関する憶測報道がなされた平成23年2月26日の前営業日である平成23年2月25日(以下「基準日②」)を基準として、基準日②の株価終値、基準日②から1ヶ月前、3ヶ月前及び6ヶ月前までのそれぞれの期間の株価終値の平均値が算定の基礎とされました。メリルリンチ日本証券が当社及びみずほフィナンシャルグループの1株当たり株式価値の算定にあたって使用した主要な評価方法並びにかかる1株当たり株式価値の算定結果に基づく株式交換比率の評価レンジは以下のとおりであります(以下の株式交換比率の評価レンジは、当社の株式1株に割り当てるみずほフィナンシャルグループの普通株式の数の評価レンジを記載したものであります。なお、みずほフィナンシャルグループ及びみずほ銀行は、メリルリンチ日本証券によるDDM分析の前提として同社に提出した当社及びみずほフィナンシャルグループの各利益計画において、大幅な増減益を見込んでおりません(但し、当社の特定の事業年度に係る税効果によるものは除きます。))。

	採用手法	株式交換比率の評価レンジ
1-1	市場株価分析(基準日①)	0.54 ~ 0.59
1-2	市場株価分析(基準日②)	0.52 ~ 0.59
2	類似企業比較分析	0.25 ~ 0.57
3	DDM分析	0.20 ~ 0.79

なお、メリルリンチ日本証券は、当該意見書の提出及びその基礎となる1株当たり株式価値分析の実施に際し、当社、みずほフィナンシャルグループ及びみずほ銀行から提供を受けた情報並びに公開情報につき、独自の検証を行うことなく、全て正確かつ完全であることを前提とし、それらの正確性及び完全性に依拠しております。また、メリルリンチ日本証券は、みずほフィナンシャルグループ及びみずほ銀行の指示に基づき、当社及びみずほフィナンシャルグループの事業、業務、財務状況及び見通しに関する情報について、それらが合理的な根拠に基づいて作成されており、かつ当社、みずほフィナンシャルグループ又はみずほ銀行の経営陣の当該分析の時点で入手可能な最善の予測と誠実な判断を反映したものであることを前提としております。メリルリンチ日本証券の当該意見書及び分析は当該意見書又は分析の日付現在の金融条件、経済条件、為替条件、市場条件その他の条件を前提としており、同日現在においてメリルリンチ日本証券が入手可能な情報に基づくものであります。クレジット市場、金融市場及び株式市場においては異常に不安定な状況が継続しておりますが、メリルリンチ日本証券は、かかる不安定な状況が当社、みずほフィナンシャルグループ及びみずほ銀行並びに本件株式交換に与える潜在的影響について意見又は見解を述べるものではありません。メリルリンチ日本証券は、当該意見書又は分析の日付以降に発生するいかなる事情、変化又は事由に基づき、その意見又は分析を更新し、改訂し又は再確認する責任を負うものではありません。

メリルリンチ日本証券は、本件株式交換に関し、みずほフィナンシャルグループ及びみずほ銀行の財務アドバイザーであり、そのサービスに対し、みずほフィナンシャルグループ及びみずほ銀行からその全額について本件株式交換の完了を条件とする手数料を受領いたします。

## ② 算定の経緯

当社、みずほフィナンシャルグループ及びみずほ銀行は、上記各第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、かつ、当社及びみずほフィナンシャルグループの財務状況、業績動向、株価動向等を勘案の上、交渉・協議を重ねた結果、当社は、上記(2)②に記載の株式交換比率が当社の株主の皆さまの利益に、みずほフィナンシャルグループ及びみずほ銀行は、上記(2)②に記載の株式交換比率がみずほフィナンシャルグループの株主の皆さまの利益にそれぞれ資するものであるとの判断に至り、当社、みずほフィナンシャルグループ及びみずほ銀行は、平成23年4月28日に開催されたそれぞれの取締役会において、本件株式交換における株式交換比率を決議いたしました。

なお、算定の基礎となる諸条件に重要な変更が生じた場合には、当社、みずほフィナンシャルグループ及びみずほ銀行が協議し合意の上、本件株式交換における株式交換比率を変更することがあります。

## ③ 第三者算定機関との関係

当社の第三者算定機関であるJPモルガン証券並びにみずほフィナンシャルグループ及びみずほ銀行の第三者算定機関であるメリルリンチ日本証券は、いずれも、当社、みずほフィナンシャルグループ及びみずほ銀行から独立しており、三社の関連当事者には該当せず、本件株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

## (4) 本件株式交換の当事会社の概要

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
名称	みずほ銀行	当社
所在地	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号	東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目10番30号
代表者の役職・氏名	取締役頭取 塚本 隆史	取締役社長 恵島 克芳
事業内容	銀行業	金融商品取引業
資本金 (平成23年3月31日現在)	700,000百万円	80,288百万円

(5) 本件株式交換の対価となる株式の発行会社の概要

名称	みずほフィナンシャルグループ
所在地	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号
代表者の役職・氏名	取締役社長 佐藤 康博
事業内容	銀行持株会社
資本金 (平成23年3月31日現在)	2,181,375百万円

(注) 1 J Pモルガン証券は、本件株式交換における株式交換比率の算定及び当該意見表明書に記載された意見の表明(以下「当該算定・意見表明」)に関して、本件株式交換が、日本の法人税法上、適格株式交換に該当すること、及び本件株式交換契約に規定されたとおりに実行されること、並びにJ Pモルガン証券に提出された本件株式交換契約の最終版がJ Pモルガン証券に既に提出されていたその案文といかなる重要な点においても相違しないことを前提としております。J Pモルガン証券は、法務、当局による規制、税務、会計等の事項に係る専門家ではなく、当該算定・意見表明に際して、それらの点については当社のアドバイザーの判断に依拠しております。さらに、J Pモルガン証券は、当該算定・意見表明に関して、本件株式交換の実行に必要な全ての重要な政府、規制当局その他の者の同意又は許認可が、当社、みずほフィナンシャルグループ若しくはみずほ銀行又は本件株式交換の実行により期待される利益に悪影響を与えることなく取得されることも前提としております。

当社及びみずほフィナンシャルグループからJ Pモルガン証券に対して提出された両社の各財務予測は、それぞれ両社の経営陣により作成されております。なお、当社及びみずほフィナンシャルグループのいずれも、J Pモルガン証券による本件株式交換の分析に関連してJ Pモルガン証券に提出した内部財務予測を、一般には公表しておらず、また、これらの財務予測は一般に公開することを目的としては作成されておられません。これらの財務予測は、本質的に不確実であり、かつ両社の経営陣が制御できない多くの変数及び前提条件(一般経済、競争条件及び現行利子率に關係する要因を含みますが、これらに限られません。)に依拠しております。そのため、実際の業績は、これらの財務予測と大幅に異なる可能性があります。

上記の本件株式交換における株式交換比率の算定の結果及びその算定の手法の概要は、J Pモルガン証券による分析又はデータを全て記載したものではありません。当該意見表明書は複雑な過程を経て作成されており、その分析結果の一部又は要約の記載は必ずしも適切ではありません。J Pモルガン証券の分析結果は全体として考慮される必要があり、その分析結果を全体として考慮することなく、その一部又は要約を選択することは、J Pモルガン証券の分析及び意見の基礎となる過程について不完全な理解をもたらすおそれがあります。J Pモルガン証券は、その意見を表明するにあたり、ある限られた分析又は要因を特別に重視することなく、また、個別に検討したそれぞれの分析又は(プラス若しくはマイナスの)要因がJ Pモルガン証券の意見を裏付けたか又は裏付けることができなかつたかについての意見は述べておりません。むしろ、J Pモルガン証券は、意見を表明するにあたり、その分析及び要因を全体的に考慮いたしました。上記分析に際して比較対象として検討されたいかなる会社も、当社又はみずほフィナンシャルグループの事業部門又は子会社と同一ではありません。但し、比較対象として検討された会社は、J Pモルガン証券による分析の目的上、(場合により)当社又はみずほフィナンシャルグループとそれぞれ類似すると考えられる事業に従事する公開会社であるという理由により選択されたものです。なお、J Pモルガン証券による分析は、当社又はみずほフィナンシャルグループとの比較対象として検討された会社の財務及び事業上の特性の相違、並びにこれらの会社に影響を及ぼす可能性のあるその他の要因に関する、複雑な検討及び判断を必然的に伴います。

J Pモルガン証券は、本件株式交換に関する当社のファイナンシャル・アドバイザーであり、かかるファイナンシャル・アドバイザーとしての業務の対価として当社から報酬を受領する予定ですが、当該報酬の相当部分は本件株式交換が実行された場合のみ発生いたします。さらに、当社は、かかる業務からJ Pモルガン証券に生じ得る一定の責任についてJ Pモルガン証券に補償することに同意しております。当該意見表明書の日付までの2年間において、J Pモルガン証券及びJ Pモルガン証券の関係会社は、当社、みずほフィナンシャルグループ又はみずほ銀行のためにファイナンシャル・アドバイザー業務、商業銀行業務、又は投資銀行業務を行い、通常の報酬を受領いたしました。J Pモルガン証券及びJ Pモルガン証券の関係会社は、その通常の業務において、当社、みずほフィナンシャルグループ又はみずほ銀行が発行した債券又は株式の自己勘定取引又は顧客勘定取引を行うことがあり、したがって、J Pモルガン証券及びJ Pモルガン証券の関係会社は、随時、これらの有価証券の買持ちポジション又は売持ちポジションを保有する可能性があります。

(注) 2 メリルリンチ日本証券の分析及び意見書の作成は、みずほフィナンシャルグループ及びみずほ銀行の各取締役会が本件株式交換に係る株式交換比率の検討に関して使用することを唯一の目的に行われており、上記の目的以外には、いかなる目的のためにも依拠又は使用することはできません。

メリルリンチ日本証券は各分析及び考慮した要因の重要性及び関連性についての定性的な判断を行っているため、その分析は全体として考慮される必要があり、一部の分析結果の表明の形で抽出することは、そのような分析及び意見の基礎をなす過程についての誤解を招くおそれがあります。分析を行うにあたり、メリルリンチ日本証券は、当社及びみずほフィナンシャルグループ並びにこれらの関係会社、業界の業績及び規制環境、事業活動、経済、市場及び財務の情勢等について多数の前提を置いており、その多くは当社、みずほフィナンシャルグループ及びみずほ銀行にとって制御不能であり、かつ、複雑な方法論の適用及び経験則上の判断を伴っています。比較分析に用いたいかなる会社にも、当社又はみずほフィナンシャルグループと同一のものはありません。このように、これらの分析及びその評価には本質的に重大な不確実性が伴うものです。なお、メリルリンチ日本証券は、意見書の提出及び分析の実施に際し、みずほフィナンシャルグループの発行している第十一回第十一種優先株式につき、一定の前提に基づき普通株式に転換されることによる希薄化を考慮しております。

メリルリンチ日本証券は、当社若しくはみずほフィナンシャルグループ又はそれらの関係会社の個別の資産又は負債(偶発債務、貸倒引当金を含みます。)について鑑定、評価を行っておらず、それらの財産又は設備の実地の見分を行う義務を負っておりません。また、破産、支払不能又はこれらに類似する事項に関するいかなる法律のもとでも当社又はみずほフィナンシャルグループの支払能力又は公正価値について評価を行っておりません。さらに、本件株式交換に付随・関連する他の取引(上記(1)に記載の各取引を含みます。)に関しても、上記意見書においては何ら意見を述べておらず、また、上記の分析の実施に際し、みずほフィナンシャルグループ及びみずほ銀行の了解に基づき、かかる取引による影響を勘案しておりません。また、メリルリンチ日本証券は、本件株式交換につき、みずほフィナンシャルグループ及びみずほ銀行の了解する一定の会計・税務上の処理が行われること、本件株式交換が重要な合意事項の変更なくその条件に従い実行されること、及び、当局から排除措置又は変更措置等の制限が課されることにより、本件株式交換に悪影響を与えないことを前提としております。

みずほフィナンシャルグループ及びみずほ銀行は、メリルリンチ日本証券の関与から発生する一定の責任に関して、同社に補償することを合意しています。メリルリンチ日本証券の究極の親会社であるバンク・オブ・アメリカ・コーポレーション及びその関係会社は、フルサービスの証券会社・商業銀行であり、本件株式交換に係る財務アドバイザー・サービスとは別に、当社、みずほフィナンシャルグループ及びみずほ銀行に対して投資銀行サービス、商業銀行サービス等の金融サービスを提供し、これに関して手数料を受領することがあります。メリルリンチ日本証券及びその関係会社は、通常の業務において、自己又は顧客の勘定で、当社、みずほフィナンシャルグループ及びみずほ銀行の株式等の金融商品につき投資、ロング又はショート・ポジションの保有等を行う可能性があります。

メリルリンチ日本証券は、みずほフィナンシャルグループ又はみずほ銀行による本件株式交換の実行決定の是非について意見を述べるものではなく、みずほフィナンシャルグループ以外の者にとっての公正性又はその他の考慮事項について意見を述べておりません。また、本件株式交換の発表後又は完了後の当社又はみずほフィナンシャルグループの株式価格又はその売買の是非について意見を表明するものではなく、本件株式交換又は関連事項について、株主がどのように議決権を行使し又は行動すべきかについて何ら意見を述べ又は推奨するものでありません。

(みずほ証券株式会社との合併に関する基本合意書の締結)

当社、株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「みずほフィナンシャルグループ」)、株式会社みずほ銀行(以下「みずほ銀行」)、株式会社みずほコーポレート銀行(以下「みずほコーポレート銀行」)及びみずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」)は、平成23年7月29日開催の各社取締役会において、みずほ銀行を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とし、みずほフィナンシャルグループの普通株式を株式交換の対価とする株式交換(株式交換効力発生日：平成23年9月1日予定)、及びみずほコーポレート銀行を株式交換完全親会社、みずほ証券を株式交換完全子会社とし、みずほフィナンシャルグループの普通株式を株式交換の対価とする株式交換(株式交換効力発生日：平成23年9月1日予定)のそれぞれの効力発生、並びに必要となる各社株主総会等の承認及び国内外の関係当局への届出、許認可の取得等を前提として、当社とみずほ証券が合併を行うことについての基本方針を決定し、その具体的な検討・協議に向けて、当社とみずほ証券との間で基本合意書を締結いたしました。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の影響を受けた企業の生産活動の急激な落ち込みや供給余力の低下、消費に対する自粛ムードの高まり等を背景に、先行きへの不透明感を強める展開となりました。さらに、一部欧州諸国での債務危機の深刻化や米国経済の減速懸念等も、国内経済に対する下押し圧力となりました。

こうした中、株式市場は、震災による国内経済や企業業績への影響に対する慎重姿勢が根強いこと、また海外経済の先行き不透明感が強まったこと等から、膠着感の強い展開が続きました。日経平均は、5月初めに1万円台を回復する場面もありましたが、総じて9,000円台でのみ合いに終始しました。公社債市場は、震災後の地域金融機関等による手元資金確保のための債券売り等から、新年度入り直後にはやや上値の重い展開となり、新発10年国債利回りが4月中旬に1.3%台まで上昇しました。その後は、ギリシャ危機再燃にともなう世界的なリスク回避の動き等から、6月末に1.1%割れまで低下しました。為替市場では、米国経済の改善期待を背景に、円・ドル相場が4月初めに1ドル=85円台と、約7ヶ月振りの円安・ドル高水準を付ける場面がありました。しかし、その後は米景気改善期待の後退や欧州債務危機の再燃にともなう、投資家のリスク回避姿勢を背景に円高・ドル安が進み、5月から6月にかけて1ドル=80~82円での推移となりました。

このような環境のもと、当社グループの当第1四半期連結累計期間の連結営業収益は122億53百万円(対前年同期比9.2%減)、連結経常利益は10億35百万円(同63.1%減)、連結四半期純利益は9億16百万円(同65.2%減)となりました。

なお、当社の連結対象子会社は、みずほインベスターズビジネスサービス株式会社1社となり、主として当社の事務を受託しております。

#### (2) 経営成績の分析

##### ① 営業収益

営業収益は、前第1四半期連結累計期間に比べ12億40百万円減少し、122億53百万円(対前年同期比9.2%減)となりました。内訳は以下のとおりであります。

##### a 受入手数料

受入手数料は、前第1四半期連結累計期間に比べ3億87百万円増加し、73億65百万円(対前年同期比5.5%増)となりました。内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	区分	株券	債券	受益証券	その他	計
前第1四半期連結累計期間	委託手数料	2,552	3	18	0	2,574
	引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	34	153	—	—	188
	募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	186	102	2,897	—	3,186
	その他の受入手数料	62	24	647	294	1,028
	計	2,835	284	3,562	295	6,977
当第1四半期連結累計期間	委託手数料	1,901	11	12	—	1,926
	引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	0	189	—	—	189
	募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	34	49	4,116	—	4,200
	その他の受入手数料	38	21	742	246	1,048
	計	1,975	272	4,871	246	7,365

- ・ 委託手数料

当第1四半期連結累計期間の東証の一日平均売買高(内国普通株式)は、株数で21億30百万株(対前年同期比8.2%減)、金額で1兆3,825億78百万円(同17.1%減)となりました。この間の当社の受託売買高は株数で7億39百万株(同12.5%減)、金額で3,406億19百万円(同28.7%減)となったことにより、委託手数料の大半を占める株式委託手数料が、前第1四半期連結累計期間に比べ6億50百万円減少し、19億1百万円(同25.5%減)となり、委託手数料合計では、前第1四半期連結累計期間に比べ6億48百万円減少し、19億26百万円(同25.2%減)となりました。

- ・ 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

株式発行市場におきましては、新規株式公開企業が6社、株式の公募・売出しを行った既公開企業が11社ありました。このうち当社は、新規株式公開企業1社のシ団に参入しました。

一方、債券発行市場におきましては、国内普通社債で主幹事1銘柄、幹事1銘柄、シ団1銘柄の引受けを行いました。また、CB1銘柄の幹事の引受けを行いました。

それらの結果、引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料の合計は、前第1四半期連結累計期間に比べ1百万円増加し、1億89百万円(同0.6%増)となりました。

(なお、上記の会社数等は条件決定日ベースで記載しております。)

- ・ 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料につきましては、大半が投資信託に係る手数料で占めております。投資信託に係る手数料は、従来の毎月分配型ファンドの販売に加え、アセアン諸国の株式を投資対象とする「アセアン株式ファンド」、世界の好配当株を主要投資対象とする通貨選択型ファンド「グローバル好配当株式ファンド」等を新規に取扱った結果、前第1四半期連結累計期間に比べ12億18百万円増加し、41億16百万円(対前年同期比42.1%増)となりました。

これに、株券及び債券に係る手数料を加えた募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料の合計は、前第1四半期連結累計期間に比べ10億14百万円増加し、42億円(同31.8%増)となりました。

- ・ その他の受入手数料

その他の受入手数料は、投資信託の代行手数料、SMAに係る手数料、コンサルティング手数料等合計で、前第1四半期連結累計期間に比べ20百万円増加し、10億48百万円(対前年同期比2.0%増)となりました。



b トレーディング損益

(単位：百万円)

区分	前第1四半期連結累計期間	当第1四半期連結累計期間
株券等トレーディング損益	1,429	1,972
債券等トレーディング損益	3,905	2,468
その他のトレーディング損益	526	△305
計	5,861	4,135

トレーディング損益は、株券等トレーディング損益が前第1四半期連結累計期間に比べ5億42百万円増加し、19億72百万円の利益(対前年同期比37.9%増)、債券等トレーディング損益が前第1四半期連結累計期間に比べ14億36百万円減少し、24億68百万円の利益(同36.8%減)となりました。これらに、その他のトレーディング損益を加えたトレーディング損益の合計は、前第1四半期連結累計期間に比べ17億26百万円減少し、41億35百万円の利益(同29.4%減)となりました。

c 金融収益

金融収益は、主に受取債券利子及び有価証券貸借取引収益が増加したため、前第1四半期連結累計期間に比べ98百万円増加し、7億52百万円(対前年同期比15.0%増)となりました。

主な内訳は、受取債券利子4億19百万円、有価証券貸借取引収益1億88百万円、信用取引収益1億33百万円であります。

② 金融費用

金融費用は、主に有価証券貸借取引費用が増加したため、前第1四半期連結累計期間に比べ18百万円増加し、2億92百万円(対前年同期比6.7%増)となりました。

主な内訳は、有価証券貸借取引費用2億29百万円、信用取引費用50百万円であります。

③ 純営業収益

営業収益より金融費用を差し引いた純営業収益は、前第1四半期連結累計期間に比べ12億59百万円減少し、119億60百万円(対前年同期比9.5%減)となりました。

④ 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は、前第1四半期連結累計期間に比べ3億37百万円増加し、110億49百万円(対前年同期比3.2%増)となりました。主な内訳は、人件費55億23百万円、不動産関係費14億70百万円、取引関係費12億48百万円、事務費10億64百万円であります。

⑤ 営業利益・経常利益

純営業収益より販売費及び一般管理費を差し引いた営業利益は、前第1四半期連結累計期間に比べ15億96百万円減少し、9億11百万円(対前年同期比63.7%減)となりました。

営業利益に営業外損益を加えた経常利益は、前第1四半期連結累計期間に比べ17億73百万円減少し、10億35百万円(同63.1%減)となりました。

なお、営業外損益の内訳は、営業外収益が受取配当金等合計で1億37百万円となっており、営業外費用が株式交換関連費用等合計で14百万円となっております。

⑥ 特別損益

特別損益は、特別利益として金融商品取引責任準備金戻入0百万円を計上し、特別損失として投資有価証券評価損等1億6百万円を計上しました。

⑦ 四半期純利益

税金等調整前四半期純利益は、前第1四半期連結累計期間に比べ17億20百万円減少し、9億28百万円(対前年同期比64.9%減)となり、法人税、住民税及び事業税等を計上した結果、四半期純利益は、前第1四半期連結累計期間に比べ17億16百万円減少し、9億16百万円(同65.2%減)となりました。

(3) 財政状態の分析

資産残高は、流動資産が8,874億41百万円(対前連結会計年度末比1,275億64百万円の減少)、固定資産が263億89百万円(同69百万円の増加)となり、資産合計は、9,138億31百万円(同1,274億95百万円の減少)となりました。なお、主な減少要因は、約定見返勘定及び借入有価証券担保金の減少によるものであります。

負債残高は、流動負債が8,100億49百万円(同1,265億35百万円の減少)、固定負債が43億17百万円(同22百万円の減少)、特別法上の準備金が1億87百万円(同0百万円の減少)となり、負債合計は、8,145億54百万円(同1,265億58百万円の減少)となりました。なお、主な減少要因は、有価証券貸借取引受入金及び商品有価証券等の減少によるものであります。

純資産残高は、株主資本が978億95百万円(同9億30百万円の減少)、その他の包括利益累計額が13億82百万円(同5百万円の減少)となり、純資産合計は、992億77百万円(同9億36百万円の減少)となりました。なお、主な減少要因は、剰余金の配当に伴う利益剰余金の減少によるものであります。

(4) トレーディング業務の概要

① トレーディング商品

当第1四半期連結会計期間末日時点のトレーディング商品の残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年6月30日)
資産の部のトレーディング商品	361,013	432,984
商品有価証券等	360,313	432,515
株券・ワラント	863	1,745
債券	359,431	430,758
受益証券等	18	11
デリバティブ取引	699	468
オプション取引	374	433
先物取引	3	25
為替予約取引	321	9
負債の部のトレーディング商品	238,930	344,885
商品有価証券等	238,700	344,477
株券・ワラント	334	1,256
債券	238,355	342,970
受益証券等	9	250
デリバティブ取引	230	407
オプション取引	153	298
先物取引	62	2
為替予約取引	14	105

② トレーディングのリスク管理

当社はトレーディング業務におけるマーケットリスクの測定方法としてバリュー・アット・リスク(VAR)を用いております。市況変化による保有商品への影響は、リスク管理専門部署が日々監視するとともに経営へ報告する体制となっております。なお、その実績等は次のとおりであります。

トレーディングのリスク量

a VARの前提

	前第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年6月30日)
信頼水準	2.33標準偏差 片側99%	同左
保有期間	1日	同左
(備考)	商品間の価格変動による相関を考慮	同左

b VARの実績

(単位：百万円)

	前第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年6月30日)
株式関連	29	132
金利関連	39	64
オプション関連	21	58
その他	196	206
小計	285	460
分散効果	△76	△154
バリュー・アット・リスク	209	306

(注) 1 前第1四半期連結累計期間の最大値429百万円、最小値201百万円、平均値308百万円。

2 当第1四半期連結累計期間の最大値371百万円、最小値221百万円、平均値270百万円。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(6) 研究開発活動

特記すべき事項はありません。

(7) 主要な設備

当第1四半期連結累計期間において、「プラネットブース」の移転及びインターネットトレードシステムの更改を行いました。

<提出会社>

① 「プラネットブース」の移転

名称	所在地	移転年月
本店営業第一部 プラネットブース銀座	みずほ銀行銀座支店11階ロビー内 (東京都中央区銀座4-2-11に移転)	平成23年5月

(注) 前連結会計年度末に計画中であった、本店営業第一部プラネットブース銀座の移転につきましては、平成23年5月に完了いたしました。

② その他

設備の内容	着手年月	完成年月	投資額 (百万円)	備考
インターネットトレードシステム	平成22年4月	平成23年5月	2,401	老朽化機器の更改

(注) 前連結会計年度末に計画中であった、インターネットトレードシステムの更改につきましては、平成23年5月に完了いたしました。

なお、「事業の状況」に記載の消費税等の課税取引の金額には消費税等は含まれておりません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,600,000,000
計	1,600,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,232,357,808	1,232,357,808	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は 1,000株で あります。
計	1,232,357,808	1,232,357,808	—	—

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年6月30日	—	1,232,357	—	80,288	—	—

##### (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,502,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,227,032,000	1,227,032	—
単元未満株式	普通株式 3,823,808	—	—
発行済株式総数	1,232,357,808	—	—
総株主の議決権	—	1,227,032	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が10,000株(議決権10個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式733株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) みずほインベスターズ証券 株式会社	東京都中央区日本橋蛸殻町 2—10—30	1,502,000	—	1,502,000	0.1
計	—	1,502,000	—	1,502,000	0.1

(注) 株主名簿上は、当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が2,000株(議決権2個)あります。

なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

## 2 【役員 の 状 況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において役員の変動はありません。

## 3 【業 務 の 状 況】

### (1) 受入手数料の内訳

(単位：百万円)

期別	区分	株券	債券	受益証券	その他	計
前第1四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	委託手数料	2,552	3	18	0	2,574
	引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	34	153	—	—	188
	募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	186	102	2,897	—	3,186
	その他の受入手数料	62	24	647	290	1,024
	計	2,835	284	3,562	290	6,973
当第1四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	委託手数料	1,901	11	12	—	1,926
	引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	0	189	—	—	189
	募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	34	49	4,116	—	4,200
	その他の受入手数料	38	21	742	241	1,044
	計	1,975	272	4,871	241	7,360

### (2) トレーディング損益の内訳

(単位：百万円)

区分	前第1四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
株券等トレーディング損益	1,429	1,972
債券等トレーディング損益	3,905	2,468
その他のトレーディング損益	526	△305
計	5,861	4,135



## (3) 自己資本規制比率

(単位：百万円、%)

区分		前第1四半期会計期間末 (平成22年6月30日)	当第1四半期会計期間末 (平成23年6月30日)
基本的項目 (A)		91,964	97,706
補完的項目	その他有価証券評価差額金(評価益)等	917	1,382
	金融商品取引責任準備金等	187	187
	一般貸倒引当金	3	2
	計 (B)	1,107	1,571
控除資産 (C)		18,909	19,793
固定化されていない自己資本(A) + (B) - (C) (D)		74,162	79,484
リスク相当額	市場リスク相当額	4,320	4,685
	取引先リスク相当額	2,095	2,128
	基礎的リスク相当額	10,249	10,468
	計 (E)	16,664	17,281
自己資本規制比率(D) / (E) × 100		445.0	459.9

(注) 当第1四半期累計期間の市場リスク相当額の月末平均額は4,851百万円、月末最大額は5,126百万円、取引先リスク相当額の月末平均額は2,099百万円、月末最大額は2,159百万円であります。

## 第4 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)並びに同規則第61条及び第82条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金・預金	26,252	21,640
預託金	18,204	15,204
顧客分別金信託	18,000	15,000
その他の預託金	204	204
トレーディング商品	418,410	432,984
商品有価証券等	※ 417,600	※ 432,515
デリバティブ取引	810	468
約定見返勘定	94,834	—
信用取引資産	24,066	25,438
信用取引貸付金	20,917	23,021
信用取引借証券担保金	3,149	2,417
有価証券担保貸付金	425,208	383,957
借入有価証券担保金	421,009	379,759
現先取引貸付金	4,198	4,198
立替金	385	362
短期差入保証金	4,277	4,100
短期貸付金	34	32
未収収益	1,217	1,562
繰延税金資産	871	920
その他の流動資産	1,610	1,617
貸倒引当金	△369	△382
流動資産合計	1,015,006	887,441
固定資産		
有形固定資産	7,517	7,183
無形固定資産	4,023	4,551
投資その他の資産		
投資有価証券	9,735	9,629
長期差入保証金	4,009	3,969
その他	2,746	2,741
貸倒引当金	△1,713	△1,684
投資その他の資産合計	14,778	14,655
固定資産合計	26,320	26,389
資産合計	1,041,327	913,831

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
トレーディング商品	369,897	344,885
商品有価証券等	* 369,258	* 344,477
デリバティブ取引	638	407
約定見返勘定	—	6,910
信用取引負債	10,072	9,557
信用取引借入金	4,940	5,216
信用取引貸証券受入金	5,132	4,341
有価証券担保借入金	519,739	407,780
有価証券貸借取引受入金	499,135	393,084
現先取引借入金	20,604	14,696
預り金	11,704	12,415
受入保証金	4,034	3,749
コマーシャル・ペーパー	16,500	20,500
未払法人税等	265	91
賞与引当金	922	253
役員賞与引当金	27	—
ポイント引当金	176	198
その他の流動負債	3,243	3,706
流動負債合計	936,585	810,049
固定負債		
繰延税金負債	189	231
退職給付引当金	3,544	3,509
役員退職慰労引当金	483	421
その他の固定負債	123	154
固定負債合計	4,340	4,317
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	187	187
特別法上の準備金合計	187	187
負債合計	941,113	814,554
純資産の部		
株主資本		
資本金	80,288	80,288
利益剰余金	18,798	17,868
自己株式	△260	△261
株主資本合計	98,825	97,895
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,388	1,382
その他の包括利益累計額合計	1,388	1,382
純資産合計	100,214	99,277
負債純資産合計	1,041,327	913,831

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】  
【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
営業収益		
受入手数料	6,977	7,365
委託手数料	2,574	1,926
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	188	189
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	3,186	4,200
その他の受入手数料	1,028	1,048
トレーディング損益	5,861	4,135
金融収益	654	752
営業収益合計	13,493	12,253
金融費用	273	292
純営業収益	13,219	11,960
販売費及び一般管理費		
取引関係費	※1 1,318	※1 1,248
人件費	※2 5,236	※2 5,523
不動産関係費	1,512	1,470
事務費	1,005	1,064
減価償却費	715	795
租税公課	179	175
貸倒引当金繰入れ	5	—
その他	738	770
販売費及び一般管理費合計	10,711	11,049
営業利益	2,508	911
営業外収益		
雑収入	200	—
受取配当金	58	73
その他	54	63
営業外収益合計	313	137
営業外費用		
株式交換関連費用	—	5
固定資産除却損	2	4
その他	11	4
営業外費用合計	13	14
経常利益	2,808	1,035

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
<b>特別利益</b>		
投資有価証券売却益	80	—
金融商品取引責任準備金戻入	77	0
貸倒引当金戻入額	1	—
<b>特別利益合計</b>	<b>159</b>	<b>0</b>
<b>特別損失</b>		
減損損失	16	—
投資有価証券評価損	242	106
投資有価証券売却損	—	0
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	59	—
<b>特別損失合計</b>	<b>318</b>	<b>106</b>
税金等調整前四半期純利益	2,649	928
法人税、住民税及び事業税	24	25
法人税等調整額	△8	△12
<b>法人税等合計</b>	<b>16</b>	<b>12</b>
少数株主損益調整前四半期純利益	2,632	916
<b>四半期純利益</b>	<b>2,632</b>	<b>916</b>

【四半期連結包括利益計算書】  
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,632	916
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△480	△5
その他の包括利益合計	△480	△5
四半期包括利益	2,152	910
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,152	910
少数株主に係る四半期包括利益	—	—

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
※ 商品有価証券等の内訳 (流動資産)	※ 商品有価証券等の内訳 (流動資産)
株券 1,247百万円	株券 1,745百万円
債券 416,058	債券 430,758
受益証券 295	受益証券 11
計 417,600	計 432,515
(流動負債)	(流動負債)
株券 740百万円	株券 1,256百万円
債券 368,518	債券 342,970
計 369,258	受益証券 250
	計 344,477

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
※1 取引関係費には、ポイント引当金繰入れ額26百万円が含まれております。	※1 取引関係費には、ポイント引当金繰入れ額26百万円が含まれております。
※2 人件費には賞与引当金繰入れ額212百万円及び退職給付費用357百万円、役員退職慰労引当金繰入れ額32百万円が含まれております。	※2 人件費には賞与引当金繰入れ額253百万円及び退職給付費用377百万円、役員退職慰労引当金繰入れ額34百万円が含まれております。



(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。  
なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
減価償却費 715百万円	減価償却費 795百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,846	1.5	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

当社グループの報告セグメントは、「投資・金融サービス業」という単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

2 当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

当社グループの報告セグメントは、「投資・金融サービス業」という単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(金融商品関係)

前連結会計年度末(平成23年3月31日)

次の金融商品が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっております。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注)2を参照ください。)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	26,252	26,252	—
(2) 顧客分別金信託	18,000	18,000	—
(3) 商品有価証券等	417,600	417,600	—
(4) 約定見返勘定	94,834	94,834	—
(5) 信用取引貸付金	20,917	20,917	—
(6) 借入有価証券担保金	421,009	421,009	—
(7) 投資有価証券 その他有価証券	8,388	8,388	—
資産計	1,007,003	1,007,003	—
(1) 商品有価証券等	369,258	369,258	—
(2) 有価証券貸借取引受入金	499,135	499,135	—
(3) 現先取引借入金	20,604	20,604	—
(4) 預り金	11,704	11,704	—
(5) コマーシャル・ペーパー	16,500	16,500	—
負債計	917,203	917,203	—
デリバティブ取引(※)	171	171	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合につきましては、( )で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法

資 産

- (1) 現金・預金、及び(2) 顧客分別金信託  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 商品有価証券等  
「有価証券及びデリバティブ取引の状況」注記を参照ください。
- (4) 約定見返勘定、(5) 信用取引貸付金、及び(6) 借入有価証券担保金  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (7) 投資有価証券 その他有価証券  
取引所の価格によっております。

負 債

- (1) 商品有価証券等  
「有価証券及びデリバティブ取引の状況」注記を参照ください。
- (2) 有価証券貸借取引受入金、(3) 現先取引借入金、(4) 預り金、及び(5) コマーシャル・ペーパー  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

「有価証券及びデリバティブ取引の状況」注記を参照ください。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等	1,347

- ・上記につきましては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(7) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。
- ・当連結会計年度において、非上場株式等について7百万円の減損処理を行っております。

当第1四半期連結会計期間末(平成23年6月30日)

次の金融商品が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっております。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注)2を参照ください。)

(単位：百万円)

	四半期連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	21,640	21,640	—
(2) 顧客分別金信託	15,000	15,000	—
(3) 商品有価証券等	432,515	432,515	—
(4) 信用取引貸付金	23,021	23,021	—
(5) 借入有価証券担保金	379,759	379,759	—
(6) 投資有価証券 その他有価証券	8,282	8,282	—
資産計	880,219	880,219	—
(1) 商品有価証券等	344,477	344,477	—
(2) 有価証券貸借取引受入金	393,084	393,084	—
(3) 現先取引借入金	14,696	14,696	—
(4) 預り金	12,415	12,415	—
(5) コマーシャル・ペーパー	20,500	20,500	—
負債計	785,174	785,174	—
デリバティブ取引(※)	61	61	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合につきましては、( )で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法

資産

- (1) 現金・預金、及び(2) 顧客分別金信託  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 商品有価証券等  
「有価証券及びデリバティブ取引関係」注記を参照ください。
- (4) 信用取引貸付金、及び(5) 借入有価証券担保金  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (6) 投資有価証券 その他有価証券  
取引所の価格によっております。

負債

(1) 商品有価証券等

「有価証券及びデリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(2) 有価証券貸借取引受入金、(3) 現先取引借入金、(4) 預り金、及び(5) コマーシャル・ペーパー

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

「有価証券及びデリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	四半期連結貸借対照表計上額
非上場株式等	1,346

・上記につきましては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(6) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(有価証券及びデリバティブ取引関係)

前連結会計年度末(平成23年3月31日)

1 トレーディングに係るもの

(1) 商品有価証券等(売買目的有価証券)の時価

(単位：百万円)

種類	資産	負債
株式・ワラント	1,247	740
債券	416,058	368,518
受益証券等	295	—

(注) 時価の算定方法は以下のとおりであります。

種類	時価の算定方法
株式・ワラント	主に、証券取引所の最終値段(最終気配値段を含む)。
債券	主に、日本証券業協会が公表する公社債店頭売買参考統計値、国債イールドカーブを基準に算出した価格、又は業者間気配を参考に算出した価格。
受益証券等	主に、証券取引所の最終値段(最終気配値段を含む)、証券投資信託協会が定める基準価格(又は解約価格)、あるいは直近の約定価格。

## (2) デリバティブ取引の契約額等及び時価

(単位：百万円)

種類	資産		負債	
	契約額等	時価	契約額等	時価
オプション取引	20,281	665	14,784	308
先物取引	1,319	144	8,650	△52
為替予約取引	124	0	10,615	△278

- (注) 1 先物取引及び為替予約取引については、みなし決済損益を時価欄に記載しております。  
2 時価の算定方法は以下のとおりであります。

種類	時価の算定方法
株価指数先物取引	主たる証券取引所が定める清算値段。
株券オプション取引、 有価証券オプション取引、 株価指数オプション取引	主たる証券取引所が定める証拠金算定基準値段。
債券先物取引	主たる証券取引所が定める清算値段。
金融先物取引、 金融先物オプション取引	取引所の定める清算価格。 海外市場におけるものは、清算価格に準ずる価格。
債券オプション取引	主たる証券取引所が定める証拠金算定基準値段。
選択権付債券売買取引	原則として原証券の時価、ボラティリティ、金利等を基準とし、業者間気配を参考に算出した価格。
通貨先物取引	取引所の定める清算価格。 海外市場におけるものは、清算価格に準ずる価格。
為替予約取引	受取金額、支払金額をそれぞれ当該通貨の金利で現在価値に割引き、スポットの為替レートで邦貨換算して算出した受取現在価値から支払価値を控除した額。
条件付株券等貸借取引	株券等貸借取引に係る特約部分についてはオプション性を認識し、原則として原証券の時価、ボラティリティ、金利等を基準として算出した価格。
有価証券店頭オプション取引	原証券の時価、ボラティリティ、金利等を基準として算出した価格。

2 トレーディングに係るもの以外  
その他有価証券

(単位：百万円)

種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
固定資産に属するもの 株式	6,312	8,388	2,075

- (注) 1 非上場株式等(連結貸借対照表計上額1,347百万円)につきましては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。  
2 上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式について226百万円減損処理を行っております。なお、時価のある株式については、原則として、連結決算日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した全銘柄及び30%以上50%未満下落した銘柄のうち回復可能性があるものと認められるものを除き、減損処理を行っております。

当第1四半期連結会計期間末(平成23年6月30日)

1 トレーディングに係るもの

(1) 商品有価証券等(売買目的有価証券)の時価

(単位：百万円)

種類	資産	負債
株式・ワラント	1,745	1,256
債券	430,758	342,970
受益証券等	11	250

(注) 時価の算定方法は以下のとおりであります。

種類	時価の算定方法
株式・ワラント	主に、証券取引所の最終値段(最終気配値段を含む)。
債券	主に、日本証券業協会が公表する公社債店頭売買参考統計値、国債イールドカーブを基準に算出した価格、又は業者間気配を参考に算出した価格。
受益証券等	主に、証券取引所の最終値段(最終気配値段を含む)、証券投資信託協会が定める基準価格(又は解約価格)、あるいは直近の約定価格。

## (2) デリバティブ取引の契約額等及び時価

(単位：百万円)

種類	資産		負債	
	契約額等	時価	契約額等	時価
オプション取引	20,874	433	11,540	298
先物取引	26,841	25	200	△2
為替予約取引	807	9	11,709	△105

- (注) 1 先物取引及び為替予約取引については、みなし決済損益を時価欄に記載しております。  
2 時価の算定方法は以下のとおりであります。

種類	時価の算定方法
株価指数先物取引	主たる証券取引所が定める清算値段。
株券オプション取引、 有価証券オプション取引、 株価指数オプション取引	主たる証券取引所が定める証拠金算定基準値段。
債券先物取引	主たる証券取引所が定める清算値段。
金融先物取引、 金融先物オプション取引	取引所の定める清算価格。 海外市場におけるものは、清算価格に準ずる価格。
債券オプション取引	主たる証券取引所が定める証拠金算定基準値段。
選択権付債券売買取引	原則として原証券の時価、ボラティリティ、金利等を基準とし、業者間気配を参考に算出した価格。
通貨先物取引	取引所の定める清算価格。 海外市場におけるものは、清算価格に準ずる価格。
為替予約取引	受取金額、支払金額をそれぞれ当該通貨の金利で現在価値に割引き、スポットの為替レートで邦貨換算して算出した受取現在価値から支払価値を控除した額。
条件付株券等貸借取引	株券等貸借取引に係る特約部分についてはオプション性を認識し、原則として原証券の時価、ボラティリティ、金利等を基準として算出した価格。
有価証券店頭オプション取引	原証券の時価、ボラティリティ、金利等を基準として算出した価格。

2 トレーディングに係るもの以外  
その他有価証券

(単位：百万円)

種類	取得原価	四半期連結貸借対照表 計上額	差額
固定資産に属するもの 株式	6,205	8,282	2,076

- (注) 1 非上場株式等(四半期連結貸借対照表計上額1,346百万円)につきましては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。  
2 上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当第1四半期連結累計期間において、その他有価証券で時価のある株式について106百万円減損処理を行っております。なお、時価のある株式については、原則として、四半期連結決算日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した全銘柄及び30%以上50%未満下落した銘柄のうち回復可能性があるものと認められるものを除き、減損処理を行っております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 6 月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	2円13銭	74銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	2,632	916
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	2,632	916
普通株式の期中平均株式数(千株)	1,230,959	1,230,851

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当第 1 四半期連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 6 月30日)
(みずほ証券株式会社との合併に関する基本合意書の締結) 当社、株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「みずほフィナンシャルグループ」)、株式会社みずほ銀行(以下「みずほ銀行」)、株式会社みずほコーポレート銀行(以下「みずほコーポレート銀行」)及びみずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」)は、平成23年 7 月29日開催の各社取締役会において、みずほ銀行を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とし、みずほフィナンシャルグループの普通株式を株式交換の対価とする株式交換(株式交換効力発生日：平成23年 9 月 1 日予定)、及びみずほコーポレート銀行を株式交換完全親会社、みずほ証券を株式交換完全子会社とし、みずほフィナンシャルグループの普通株式を株式交換の対価とする株式交換(株式交換効力発生日：平成23年 9 月 1 日予定)のそれぞれの効力発生、並びに必要となる各社株主総会等の承認及び国内外の関係当局への届出、許認可の取得等を前提として、当社とみずほ証券が合併を行うことについての基本方針を決定し、その具体的な検討・協議に向けて、当社とみずほ証券との間で基本合意書を締結いたしました。

2 【その他】

該当事項はありません。



## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月12日

みずほインベスターズ証券株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 江 見 睦 生 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福 村 寛 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西 田 裕 志 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているみずほインベスターズ証券株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、みずほインベスターズ証券株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 強調事項

重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成23年7月29日にみずほ証券株式会社と合併に関する基本合意書を締結した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月12日
【会社名】	みずほインベスターズ証券株式会社
【英訳名】	Mizuho Investors Securities Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 惠 島 克 芳
【最高財務責任者の役職氏名】	該当なし
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目10番30号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2-1) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1-8-16) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄3-8-20) 横浜支店 (横浜市中区本町3-33) 千葉支店 (千葉市中央区新町1000) 所沢支店 (所沢市日吉町12-1) 名古屋支店 (名古屋市中村区名駅4-6-17) 大阪支店 (大阪市北区堂島1-5-17) 神戸支店 (神戸市中央区三宮町1-3-1)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

- (1) 当社取締役社長 恵島 克芳は、当社の第116期第1四半期(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。
- (2) 当該確認を行うに当たり、財務諸表等が適正に作成される以下の体制が整備されていることを確認いたしました。
  - ① 財務諸表等の作成に当たって、その業務分担と責任部署が明確化されており、各責任部署において適切な業務体制が構築されていること。
  - ② 内部監査部門が当該責任部署における業務プロセスの適切性・有効性を検証し、取締役へ報告を行う態勢にあること。
  - ③ 重要な経営情報が取締役会へ適切に付議・報告されていること。
- (3) なお、四半期報告書提出に当たり、当社はディスクロージャー委員会を開催し、同報告書が適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

該当事項なし

